

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 1 時 27 分～午後 4 時 15 分
場 所：教育センター 2 階 204 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者：柏木参事、菅沼学校教育課長、富田教育指導担当課長、池谷美術館長
大滝図書館長、富士川社会教育課長、鈴木学校教育課副課長
新磯主幹、川口学校教育課付、植村非常勤指導主事、為谷福浦幼稚園長

議事録署名委員 貴田委員、西山委員

※ 傍聴希望人 なし

高橋教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参考いただきまして、ありがとうございます。本日は傍聴の申し出はございませんでした。ただいまの出席者数は 5 名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に定める定足数に達しておりますので、これより平成 30 年湯河原町教育委員会 3 月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第 35 条の規定により、貴田委員、西山委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。（1）議決事項 議案第 36 号 平成 30 年度湯河原町育英奨学生について、これにつきましては、個人情報がございます。それから、議案第 51 号 湯河原町英語指導員の任命について、これも人事に関するものです。そして、議案第 52 号 教職員の人事について、これはまだ正式な県からの発表が今後ということですので、ここでは非公開としたい。それから、（2）協議事項 協議第 25 号 湯河原町いじめ防止基本方針について、これも町の基本方針ということで、今後町の方に移って検討されるということですので、非公開としたい。それから、協議第 26 号 福浦幼稚園創立 70 周年記念について、これもまだ確定を見ておりませんので、ご協議いただいた結果で報告したいと思います。それから、協議第 32 号 湯河原町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、これは町の規則の改正になりますので、ここではまだ未成立ですので、非公開とさせていただきたい。それから、（3）報告事項 ② 平成 30 年度湯河原町学童保育所入所児童について、これについても個人情報を含むものでございます。これらにつきまして、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 ご異議がないものと認め、これらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書き及び会議規則第 33 条第 1 項の規定により、非公開といたします。

社会教育委員会からの提案について

高橋教育長 それでは、社会教育委員会からの提案についてに入ります。

（社会教育委員会の方 入室）

高橋教育長 お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。それでは、社会教育委員会からの提案について、お願ひいたします。

新磯主幹 社会教育委員会員からの提案に先立ちまして、事務局の方から、これまでの経緯等について、簡単にご説明させていただきます。社会教育委員会員の職務といたしましては、社会教育法第 17 条の規定によりまして、社会教育に関して、教育委員会に助言するための計画立案、教育委員会の諮問に対する検討をすることとなっております。

また、教育委員会の会議に出席をして、社会教育に関する意見を述べることができるという規定がございます。本日はその規定に基づきまして、ご意見の提案があるということで、ご出席いただきました。湯河原町社会教育委員会議では、2つの分科会で様々な研究を行っております。1つ目が青少年育成分科会、2つ目が生涯学習分科会でございます。本日は、このうち生涯学習分科会で進めてまいりました、生涯学習の拠点となる場所の確保についての検討結果を踏まえまして、今後の教育施策の実施に当たりまして、ご参考にしていただきたく、意見を述べさせていただきたいということで、本日、社会教育委員会議の菊池議長と、分科会の松野副議長にご出席をいただきました。

それでは、資料の説明等は、松野副議長からお願ひいたします。

○高橋教育長 それでは、よろしくお願ひいたします。

○松野社会教育委員会議議長 社会教育委員会分科会で取りまとめた結果を説明させていただきます。この湯河原町で一番ないものとして、展示施設の話が出ました。現状では、図書館の会議室を使って、そこにパネルを運び込んで、展示するという形でやっています。文化祭等の場合でも、施設はそこ1カ所に集中しておりますので、展示している約1週間、その間に講演会や図書館の独自の行事、町民大学が入ったりしますと、単発で1日利用されても、結局1週間は使えないということになり、かなり日程の制約等がございます。

それから、図書館の場合、壁面は展示用にはなっておりませんので、展覧会を開く場合でも、パネルを運び込んで設置して展示をしますが、各団体とも高齢化しており、そういうものを運び込むのはなかなか大変だということです。展示できるスペースの確保は、ぜひ今後の課題としてお願ひしたいという意見が出ました。

二宮町の生涯学習センター「ラディアン」、小田原市の市民交流センター「UME CO」、そこを参考にして、ぜひ当町にも、常時展示ができるような壁面を備えたものをほしいという意見でございます。

まとめといたしましては、今後の地域会館の見直しなど公共施設の計画に当たり、統合や建て替えを計画される際には、地域住民の要望を踏まえつつ、駅周辺や中央地内など、住民の利便性の高いところに文化芸術の展示・発表や、各団体の交流を行うための拠点となり、町民の生涯学習の中心となる施設を設置することが重要と考えますので、ご配慮をお願いします。

いま町内にあります図書館をはじめ地域会館も、近いうちには建て替えの時期が来ると思われますので、建て替えの計画等が起きたときには、ぜひ生涯学習センター的な内容を含め、展示スペースを持ったものを検討していただきたいというのが検討した内容でございます。よろしくお願ひいたします。

高橋教育長 ご提言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

小松委員 そのとおりだと思います。

西山委員 資料の文言の中に、「気候的に暖かい」というようなことがあります。温かい心を持った人に対して、そういうことができるような施策をぜひやっていただきたいと思います。私もこの秋七十年に入りますが、いくつか地域の活動のお手伝いをさせていただいておりますが、人生の経験を積んでこられた方々が、この町で、進んで自分たちの活動をしているんだという気持ち、その活動を通して、自分たちだけでなく、他の人たちの生きがい的なものにも訴えかけられるような、そういうための活動を保障してあげられるような施設というのは、ぜひ必要かなと考えています。私も図書館で、展示物の場所づくりのお手伝いをさせていただきましたが、様々な備品類の持ち運びも、正直言ってきついなと思います。非常に使いづらい中で、皆さん工夫されて活動されていますが、我慢するにも限度があるのかなと考えております。確かに予算的な部分もいろいろ絡んできて、なかなか強く出せない部分もあるかも知れませんが、ぜひこういう声があるんだということで、いい方向に進むように願っています。

早藤委員 いま松野さんからご指摘がありまして、全くそのとおりだと思います。ただ、ここで町民憲章の中にある、「文化の香り高い湯河原を目指して」というものも含めることと、もう1つは展示施設というものにこだわらずに、たとえば音響施設や照明が整っているもの、そういうものをもっとたくさん盛り込んだ方がいいかなと思います。どうせ要望するなら、たくさんの方がいいと思いますので、できる・できないに関わらず、生涯教育の中で必要と思われる部分はできるだけ盛り込んでいただければ、その中でどこまでができるかということになると思います。絵画や写真等に限らず、音楽や舞踏なども含めてのものも考えたら、これから湯河原の子どもたちへの情操教育も含めて、文化の香りがより高くなるんじゃないかなと思います。もっともっと進めていただけたらいいかなと思います。

貴田委員 松野さんのご意見はそのとおりだと思っております。こういうご意見のことは、我々も早めに気付いて、積極的にやっていかなければいけないと思っております。今回ご指摘いただいて、ありがとうございます。

高橋教育長 年数のたった老朽化した公共施設というのは、ご存知のとおり、町内にかなりあります。学校の耐震化は済みましたが、それによって寿命が延びたわけではありませんので、今後建て替えや長寿命化の時期は来ると思います。それから、保育園は統合等の事業を進めております。そして、特別委員会で協議されているのは、地域福祉会館をどういうふうにしていくかということです。町は順番にそういうものをやっている状況だと思います。図書館・美術館は新しい耐震基準ではありませんので、その辺の危惧がありますが、教育委員会として、ご提案にあるような総合的な施設というのは当然必要であると思っております。

防災コミュニティセンターについて記述がございます。所管ではないのではっきりとは言えませんが、災害時の支援拠点はもちろんですが、ある程度部屋がありますので、平時には講演会やコミュニティの施設として使えるような方向にあるのではないかと思っております。私の方で確実に言えないんですが、条例化されてくると思いますので、その中で運用の仕方も出てくると思いますので、そういういたものも活用できるのかなと思っています。それでは、どうもありがとうございました。

(社会教育委員会の方 退室)

高橋教育長 これは教育委員会としても必要だと思っておりますが、かなり費用がかかります。町では順次、計画的にやっております。

西山委員 いただいた意見書は、このあとどういう形になるんですか。

高橋教育長 委員会への提案なんです。委員会でどうするかというのは、今後考えていかなければいけません。委員会として、同様の要望を町に出すのかということです。今日は、とりあえずお話を伺って、今後これに基づいて、教育委員会として、今後検討していかなければいけません。公共施設の管理計画などにも反映していくべきかとも思います。いま特別委員会が設置されておりまして、公の施設に関する検討を集中的にやっています。いまやっていますのは、地域福祉社会館についてです。耐用年数等がまいりますので、その辺をどうしていくか。学校もそうです。耐震改修はしましたが、寿命が伸びたわけではないので、何年後かには建て替えか長寿命化をしていかなければいけない部分があります。いずれにしても、お金がかかることばかりです。西山委員は何かお考えのことありますか。

西山委員 趣旨には非常に賛同しますので、何とかできたらいいなという思いがあります。

このあの動きも、あって然るべきだなと思います。

高橋教育長 提言を出すことはできると思いますし、総合教育会議の中で、こういうことについて町長にお話することもできます。そういう機会はありますが、今受けたばかりですので、皆さんもお考えいただいて、どういう形でいくかというのは、またよろしくお願ひいたします。

議事録の承認

平成30年2月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。平成30年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木副課長 それでは、2月定例会議事録をご覧いただきたいと思います。2カ所、修正がございます。

※ 修正箇所 説明

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成30年2月教育委員会定例会議事録につきましては、承認することでおろしいですか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、平成30年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第37号 湯河原町郷土文化芸能保続規則の制定について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1)議決事項 議案第37号 湯河原町郷土文化芸能保存規則の制定についてを議題といたします。事務局から、提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町郷土文化芸能保続規則の制定について 説明)

・本町に所在する郷土文化芸能の保存に関し、必要事項を定めるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入れます。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 施行はいつですか。

富士川社会教育課長 公布の日からです。

高橋教育長 該当するものは何ですか。

富士川社会教育課長 いま想定しておりますのは焼亡の舞、それと宮下などのお囃子です。

高橋教育長 問い合わせはありますか。

富士川社会教育課長 ないです。

高橋教育長 P R しておかないといけないですね。

富士川社会教育課長 働きかけをしようと考えております。

高橋教育長 現在はこれでいこうと思っております。それでは、質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第37号についてお諮りいたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号 湯河原町非常勤社会教育推進員の任命について

高橋教育長 次に、議案第38号 湯河原町非常勤社会教育推進員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町非常勤社会教育推進員の任命について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第38号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第39号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第39号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第39号についてお諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第40号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第40号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第40号についてお諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第41号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第41号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

貴田委員 私はこの場にいてよろしいですか。

高橋教育長 本来は、お一人ずつ承認していかなければいけないんです。どうでしょうか。他の人のとき

には、いていただいた方がいいんです。それでは、12番 貴田聖子さん以外の方のご承認はいただけますか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、貴田委員は退室をお願いします。

(貴田委員 退室)

高橋教育長 それでは、貴田聖子さんについてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

(貴田委員 入室)

高橋教育長 議案第41号については、原案のとおり可決されました。

議案第42号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第42号 湯河原町文化財審議委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町文化財審議委員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第42号についてお諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第43号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第43号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 この生涯学習推進員というのは、たしか門川と吉浜と川堀の3つのところで、いま言われた7名のうち2名は継続中ということで、地域割りを教えていただけますか。

富士川社会教育課長 1番の小松さん、2番の角田さん、4番の佐川さんは門川でございます。3番の高橋さんは吉浜、5番の村松さんは川堀でございます。あとお二人いらっしゃいまして、昨年更新していただいた松野さんは吉浜、川又さんは吉浜でございます。

ですから、門川が3人、吉浜が3人、川堀が1人という状況でございます。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第43号についてお諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第44号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 議案第44号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第44号について、8番の貴田聖子さん以外の方についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、貴田委員は退室をお願いします。

(貴田委員 退室)

高橋教育長 それでは、8番の貴田聖子さんについてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

(貴田委員 入室)

高橋教育長 それでは、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

議案第45号 湯河原町非常勤指導主事の任命について

高橋教育長 次に、議案第45号 湯河原町非常勤指導主事の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

菅沼学校教育課長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町非常勤指導主事の任命について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第45号についてお諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第46号 湯河原町非常勤教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第46号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第47号 湯河原町非常勤教育指導員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第47号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第48号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第48号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第49号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第49号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第50号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第50号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第50号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第50号についてお諮りいたします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 次に、議案第53号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第53号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第53号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について 説明)

・文科省の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正による改正、及びその他見直し等による

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第53号についてお諮りします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

高橋教育長 次に、議案第54号 湯河原町児童生徒就学援助費の額についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第54号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第54号 湯河原町児童生徒の就学援助費の額について 説明)

・交付要綱の一部改正により、平成30年度から校外活動費等の支給限度額について定めるもの
高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、これより議案第54号についてお諮りします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第27号 福浦幼稚園預かり保育について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入ります。協議第27号 福浦幼稚園預かり保育について、事務局から説明をお願いします。

為谷福浦幼稚園長 協議第27号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第27号 福浦幼稚園預かり保育について 説明)

- ・趣旨、現状、保護者からの要望等、今後の実施方法の検討

高橋教育長 説明が終わりました。体制はどのようになっていますか。

為谷福浦幼稚園長 正規職員と非常勤の補助教員とで交代制で行う形になりますが、いまはほぼ補助教員で対応しております。人数も、10人くらいなので、十分対応可能と思われます。

高橋教育長 質疑はございますか。

貴田委員 4月から月、水、金にするのは、さほど問題はないと思いますが、9月以降は毎日実施したいということで、先生方のご負担は大丈夫でしょうか。

為谷福浦幼稚園長 昨年の状況を見ますと、そんなに多くの人数が一気に来るわけではなく、いまいる職員で十分対応可能だと考えております。

早藤委員 昨年の11月・12月に、試しに毎日行ったというお話をしました。それをやった結果がこうであって、どうして4月から毎日実施しないんですか。受け入れ態勢としてはできるし、要望も多いというなら、4月から始めてもいいと思うんですが、なぜ4月から7月まではやらないのか、理由は何でしょうか。

柏木参事 1回500円の保育料をいただいているのですが、500円の保育料を増やすという予算措置をこれからしないといけない、あわせて支出の方についても、500円の中にはおやつ代も含んでおりますので、これから補正予算をしていただいて、予算措置の上で実施することです。11月・12月には、予算の段階に間に合いませんでしたので、見送って、翌年度からの検討ということにさせていただきました。

高橋教育長 補正予算の時期はいつですか。

柏木参事 6月補正です。

早藤委員 実際に経理的には、1人当たり1回500円で、だいたい10人という目安だとしたら、1日5,000円です。それで補完できる内容ですか。

柏木参事 経費的には、十分賄えます。

高橋教育長 おやつ代はいくらですか。

柏木参事 おやつ代は500円の中に含まれており、全部使うわけではありません。あとは若干の事務費等です。

高橋教育長 それなら4月から実施して、あとで補正することはできないんですか。

柏木参事 現状の中で回していくのであれば、できなくはないです。ただ、形としては、補正をした上でと。

高橋教育長 確かに、予算を確保してからというのが本来です。

早藤委員 それはそのとおりですが、11月・12月にやったときの数字というか、そこでやったんだから、ここも4月・5月・6月をお試しでやって、正式な補正が9月の分からと考えても、できなくはないんじゃないかなと思います。

柏木参事 お試しですか。できないことはないです。

早藤委員 そんなに利用者が多いんだったらね。確かに、幼稚園と保育園の違いというのが、そういう時間的に部分で言われているのもあって、地域的な違いの中で、教育体制の違いというもの以外にも、福祉の面からもあると思いますので、できることはやつた方がいいのかなと思います。

柏木参事 まずは火曜日を水曜日にずらすというのが第一弾でやって、その後正規な形で、秋口からという形での運用を考えました。

高橋教育長 4月からできるんですか。でも、4月といつたらすぐですからね。5月とか。
為谷福浦幼稚園長 全員の利用ではないので、可能だと思われます。いつも、そんなにたくさんはいません。

高橋教育長 何か必要がありますか。

柏木参事 予算だけです。

高橋教育長 おやつ代っていうことですか。

柏木参事 あとは広報しておりますので、その辺の周知をしてからと考えると。

高橋教育長 本来、広報は必要ですか。

菅沼学校教育課長 完全実施するなら、何らかの広報とか、町の常任委員会にお諮りしなければ。試しながらいいと思いますけど。

小松委員 もし、毎日こういう時間外の預かりをしてくださるということがあると、もしかしたら、他の入園希望者が増える可能性もありますので、広報は必要でしょうね。

高橋教育長 そうですね。それから、6月補正するなら、9月からにすることはないですよね。6月の常任委員会に報告したらどうか。そして、すぐ予算化して、7月・8月から。

早藤委員 8月はお休みですよね。だから、結局9月からになるんですよね。

高橋教育長 皆さん、どうでしょうか。事務局には事務手続きがあるということですね。

小松委員 支障のないように。

高橋教育長 もっと早くやりなさいということなら、できないことはないんでしょう。

小松委員 可能な限り早く。

早藤委員 現状のところで、親のリフレッシュとか息抜きというのは、文言としてよくないです。読んでいて腹が立ちますよ。ですから、たとえば、リフレッシュはいいにしても、「親の心理的な養護のため」というふうな言い方をしないと、何のために、何でここまで行政でやらなければいけないのかということになってしまいます。こういう書き方を、もう少し変えた方がいいと思います。

柏木参事 要綱がそうなっているんです。これを変える必要がありますので、そのとき直します。

早藤委員 町でつくった要綱ですか。

柏木参事 教育委員会です。

高橋教育長 リフレッシュだけでもいいし、それは検討してください。いずれにしても、可能な限り手続き的なものを早く済ませてください。受け入れる方は万全だということですから。要望もかなり来ていますか。

為谷福浦幼稚園長 多いです。

高橋教育長 じゃあ、早く受けたいですよね。

為谷福浦幼稚園長 そうですね。

高橋教育長 受けることは大丈夫ですか。

為谷福浦幼稚園長 とりあえずは大丈夫だと思います。門戸を毎日に広げても、毎日利用する方はそんなにない。

高橋教育長 6月補正で出してください。

柏木参事 用務員さんもいなかつたんですよね。その辺のこともあるって、年度内が厳しかったんです。

高橋教育長 それでは、6月補正ということで、周知期間も持つということで。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

協議第28号 教育長の営利企業等従事許可について

高橋教育長 次に、協議第28号 教育長の営利企業等従事許可について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第28号をお願いします。

(資料に基づいて、教育長の営利企業等従事許可について 説明)

- 町が株主である（有）コミュニティサービスの取締役として、指導を行うことを必要とする団体の事務に従事する

高橋教育長 説明が終わりました。これは私の件でございます。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

協議第29号 平成30年度町立湯河原美術館休館日の変更について

高橋教育長 次に、協議第29号 平成30年度町立湯河原美術館休館日の変更について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第29号をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度町立湯河原美術館休館日の変更について 説明)

・開館日の休館（展示替え）、休館日の開館（来館者のサービスに資する）

高橋教育長 説明が終わりました。これは将来的に規則改正ですか。

池谷美術館長 毎年のことですので、祝日振替の休館日については、改正した方がいいかなと思います。

高橋教育長 質疑はございますか。

小松委員 休館日についてですが、10月4日（火）ではなく2日（火）で、12月27日（火）は11月27日（火）です。

池谷美術館長 大変申し訳ございません。

早藤委員 1月2日（水）も、休館日に入れるんじゃないんですか。

池谷美術館長 1月2日は開館する日になっております。

早藤委員 休館日に開館する日に入るんじゃないんですか。

菅沼学校教育課長 1月2日は国民の祝日ではないですから、大丈夫です。条例では、国民の祝日と12月28日から31日までです。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

協議第30号 湯河原町自殺対策推進協議会委員の推薦について

高橋教育長 協議第30号 湯河原町自殺対策推進協議会委員の推薦について、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 協議第30号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町自殺対策推進協議会委員の推薦について 説明)

・町に新たな協議会が設置され、その中に教育委員の参画をお願いしたいというもの

高橋教育長 町に新たな協議会が設置され、その中に教育委員の参画をお願いしたいというものです。いかがでしょうか。

早藤委員 西山委員にお願いします。

西山委員 わかりました。

高橋教育長 それでは、西山委員を推薦させていただきます。

協議第31号 平成30年度学校休業日について

高橋教育長 次に、協議第31号 平成30年度学校休業日について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 協議第31号をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度学校休業日について 説明)

・秋季休業 10月4日から10月5日まで

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 報告事項

① 平成30年度社会教育課事業計画について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項になります。① 平成30年度社会教育課事業計画について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度社会教育課事業計画について 説明)

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 平成30年度図書館事業計画について

高橋教育長 次に、③ 平成30年度図書館事業計画について、事務局から説明をお願いします。

大滝図書館長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度図書館事業計画について 説明)

・一般対象事業、子ども対象事業、ブックスタート・セカンドブック 等

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 平成30年度美術館事業計画について

高橋教育長 次に、④ 平成30年度美術館事業計画について、事務局から説明をお願いします。
池谷美術館長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度美術館事業計画について 説明)

- ・展覧会、アトリエ公開事業、夏休み事業、イベントの開催 等

高橋教育長 報告が終わりました。美術協会とのコラボはありませんでしたか。

池谷美術館長 美術協会が来年70周年ということです。そのときに考えてみたいと思います。

高橋教育長 それから、先生がフランスで作品の展示をするんですね。

池谷美術館長 フランスのジュヴルニー印象派美術館に先生のコレクションが収蔵されております。そこで特集展示をすることです。3月から約1年間、展覧会をするそうです。6月には、先生がこの美術館で、友の会のメンバーの方に講演会をいたします。フランスに渡る際には、私も同行させていただきまして、美術館の交流をさせていただくことになっております。

高橋教育長 だいぶ広がってきますね。有名なところです。先生のお計らいやご尽力です。20景はどうなりましたか。

池谷美術館長 これから来年、落ち着いたら、少しずつアトリエで制作をしたいということです。

高橋教育長 完成はいつの予定ですか。

池谷美術館長 私がお聞きしているのは、平成31年度くらいまでということです。平成32年度に展覧会をするというふうに考えておりますが、ハイペースでいらっしゃいますので、早まるかも知れません。

高橋教育長 先生は描いたものを展覧会に出して、投票していただいて、10景にするというお考えのようです。それには、ここからかなりエンジンがかかっていくのかなと思います。質疑はございますか。

早藤委員 この間、ミュージアムカフェがオープンしましたが、カフェのオープンの時間というのは、何時から何時までですか。

池谷美術館長 平日は午前10時から午後4時半まで、金・土のみ、夜間も営業をするということで、午後9時までです。いまのところ、週末だけということです。今後の動向を見ながら、考えていきたいと思います。

早藤委員 そういうことは、もう少し広報していただきたい。オープンしたことはわかっているようですから。あとはメニューを知りたいということがありました。

池谷美術館長 それについても、今後広報していきたいと思います。

高橋教育長 ホームページに載せるのと、広報していくということをやっていかないと、お客様が来られないですからね。ショップの改装を来年やります。庭園も、少しずつ手を入れていかなければいけないかと思います。結構、庭園にお客様が来ているんです。そのお客様がカフェに入れるような誘導、表示というのが、すごく大事だと思います。庭園だけで帰ってしまう、美術館に入らないと、カフェは入れないのかなというようなこともあるようなので、もう少しオープンにした方がいいかも知れません。

他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 平成29年度人権教育に係る年間計画の取り組み状況（8月～12月）

高橋教育長 次に、⑤ 平成29年度人権教育に係る年間計画の取り組み状況（8月～12月）について、事務局から説明をお願いします。

富田教育指導担当課長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度人権教育に係る年間計画の取り組み状況（8月～12月 説明）

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

小松委員 吉浜小学校の夏休みが終わる頃の取り組みで、欠席の多かった児童に電話をした結果、何か変化があったのかなかったのか、どうでしょうか。

富田教育指導担当課長 正直言って、電話をしたことが大きな要因として、子どもたちが来られたのか、来られなかつたかというのは、直結するものではないと思います。それによって難しいところもあります。来られていない子どもが、やはり来られていないこともあります。

ただ、電話することによって、学校側としても、何十日間か見ることができなかつた、子どもの様子を見ることができたということで、結果的に来られなかつたとしても、今度はこういうふうに声かけをしようとか、そういうことにつながつたということもあります。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 平成30年度湯河原町人権教育月間について

高橋教育長 次に、⑥ 平成30年度湯河原町人権教育月間について、事務局から説明をお願いします。
富田教育指導担当課長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度湯河原町人権教育月間について 説明)

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 平成30年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について

高橋教育長 次に、⑦ 平成30年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について、事務局から説明をお願いします。

富田教育指導担当課長 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、平成30年度湯河原町教育委員会研修等事業計画について 説明)

・研修事業、会議・協議会、家庭教育学級、下郡教育課題研究協議会

高橋教育長 報告が終わりました。先生側から要望があった道徳の研修もありますが、それに応えられるような内容でないといけないですね。やはり、評価についてでしょうか。

富田教育指導担当課長 評価をどうするかということですね。

高橋教育長 質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

① 2018湯河原温泉オレンジマラソンについて

高橋教育長 次に、(4) その他に入ります。① 2018湯河原温泉オレンジマラソンについて、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 皆様のご協力をいただきまして、ありがとうございました。オレンジマラソンの結果でございますが、申込者数は3,016人、当日の参加者は2,772人、参加率は91.9%でございます。完走者は2,625人、完走率は94.7%でございます。最高齢者は、5kmに参加された男性が90歳、10kmに参加された女性が85歳でございました。遠来者としては、北海道の札幌市から女性の方、鹿児島県姶良市から男性の方がお見えになっております。

高橋教育長 何かお気付きのことありますか。

小松委員 最高齢とか掲示してあり、何とか賞当選者と書いてありますが、皆さんご覧になっていますか。

富士川社会教育課長 本部に取りにこられた方もいらっしゃいました。

西山委員 皆さん走り終わると、完走証とかメダルのこと、それからは温泉だなというような感じですでの、できれば帰る方向に見えるところ、ピロティーの上の方にやった方が。私は昨年、掲示する係でしたが、ぎりぎりでした。結果的には不参加だったらしいんですが、1等賞のペア賞がいらっしゃらなかつたんです。それから、聞かれたこととして、3kmのスタート地点はどこかということです。2組の方に聞かれました。どこかに案内があったと思いますし、放送でもされていたと思いますが、実際に道路に出てしまうと、5kmや10kmはありましたが、3kmのはわからなかつたようですので、それについては考えた方がいいと思います。

高橋教育長 中学生にプラカードを持ってもらったんでしょう？

小松委員 女子中学生が持っているのは見ました。

早藤委員 ゴールのテープを中学生に頼んでいますが、全然できてなかつたですよ。昨年も今年もそうです。指導していないから、どこでテープを張って、どこで離して、また次にというのが全然できないから、最初の3kmのゴールの人だけやって、あとは何もしなかつたんです。何の意味もなかつた。来た人にとっては、たとえ1番じゃなくても、テープを切りたいと思います。たくさんゴールしてきたときは仕がないにしても、少ないときでも、全然やらなくなつちやつたんです。あれはやり方をちゃんと教えないと、ただ単にテープ係というだけじゃだめだと思います。

西山委員 走り終わった方々が、ちぼりさんに寄つたり、パン屋さんに寄つたり、サンサン通りあたりに結構いました。

高橋教育長 残念ながら、美術館カフェにはいらっしゃらなかつたんです。

早藤委員 カフェの情報は、期間的に無理でしょう。

小松委員 経済効果はどのくらいあるんでしょうね。

高橋教育長 天気がよかつたですから、いつもよりはあったんじゃないでしょうか。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

高橋教育長 それでは、再開いたします。その他の報告をお願いします。

富士川社会教育課長 12月定例会の際お知らせいたしました、平成30年度町民大学の講義日程ですが、9月に予定しておりました、磯山先生が急にお亡くなりになりました、選定委員会を行い、代わりの講師を選定させていただきました。正式ではないんですが、京都大学出身の元外交官の中山猛さんという方です。オーストリア大使やドイツ大使をおやりになった方です。この方に9月の講義をお願いしたいということで、調整しているところでございます。

高橋教育長 これも平松先生のご紹介です。

※ 秘密会

案 件

(1) 議決事項

議案第36号 平成30年度湯河原町育英奨学生について

高橋教育長 それでは、秘密会に入らせていただきます。(1)議決事項 議案第36号 平成30年度湯河原町育英奨学生についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第36号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第36号 平成30年度湯河原町育英奨学生について 説明)

議案第51号 湯河原町英語指導員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第51号 湯河原町英語指導員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第51号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第51号 湯河原町英語指導員の委嘱について 説明)

議案第52号 教職員の人事について

高橋教育長 次に、議案第52号 教職員の人事についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第52号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第52号 教職員の人事について 説明)

(2) 協議事項

協議第25号 湯河原町いじめ防止基本方針について

高橋教育長 次に、(2)協議事項 協議第25号 湯河原町いじめ防止基本方針について、事務局から説明をお願いいたします。

富田教育指導担当課長 協議第25号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町いじめ防止基本方針について 説明)

協議第26号 福浦幼稚園創立70周年記念について

高橋教育長 次に、協議第26号 福浦幼稚園創立70周年記念について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

柏木参事 協議第26号をお願いします。

(資料に基づいて、福浦幼稚園創立70周年記念について 説明)

協議第32号 湯河原町臨時の任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例

施行規則の一部を改正する規則について

高橋教育長 次に、協議第32号 湯河原町臨時の任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 協議第32号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町臨時の任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 説明)

(3) 報告事項

② 平成30年度湯河原町学童保育所入所児童について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入ります。② 平成30年度湯河原町学童保育所入所児童について、
事務局から説明をお願いします。
富士川社会教育課長 資料2をお願いします。
(資料に基づいて、平成30年度湯河原町学童保育所入所児童について 説明)

※ 秘密会終了

高橋教育長 その他、何かございますか。
早藤委員 いろいろ任命や委嘱がありましたが、これの略歴の様式がバラバラです。最終学歴があつたり
なかつたり、職歴であつたり、その他のものが入っていたりしていますので、統一しないと、すごく
見にくくですね。やはりきちんとした様式があるはずですから、それに沿ったものを出していただい
た方がいいと思います。
高橋教育長 課ごとにつくっていますので。それは調整してください。様式をこちらでつくって、それを
渡して、入れていただければいいですよ。
鈴木学校教育課副課長 次回はそのようにいたします。
高橋教育長 他にございますか。
小松委員 学校の図書ボランティアをやっています。先週から湯河原中学校で、5日間かけて蔵書点検を
やっております。小学校では、本を運ぶカートのようなものがないところがあるそうです。点検は、
棚から本を出して、パソコンでバーコードをチェックして、本棚に戻す作業なんですが、カートがな
いと、すごく大変です。ボランティアの方が来てくださらない学校もあり、司書さんがとても大変で
す。ぜひ、カートを買ってあげてください。最低2台あるといいと思います。湯中は4台あるんです
よ。それがあれば、スムーズに作業がはかどります。
高橋教育長 司書の方も予算を付けていただきましたので、そちらも早く見つけないといけません。
小松委員 図書ボランティアの方の中には、今回蔵書点検をした中で、司書資格に挑戦しようかという方
も出てきています。
高橋教育長 他にございますか。
委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それから、次回開催日程についてですが、5月18日が教科書のことです。
鈴木学校教育課副課長 18日の午後3時から、箱根町で開かれます。
高橋教育長 ですから、その日に行うということで、午前9時半からいかがでしょうか。
鈴木学校教育課副課長 午前9時半からだと、少し早いのかなと。午後3時に箱根町ですので、こちら
を午後2時くらいに出たいと思います。
高橋教育長 そうすると、午前10時ぐらいでいいですか。案件にもよるんじゃないですか。
鈴木学校教育課副課長 一度、お昼にお戻りになる形でよろしければ。
高橋教育長 学校へ行くかも知れません。
鈴木学校教育課副課長 そうすると、午前9時半でいいでしょうか。
高橋教育長 案件によって、どうでしょうか。
早藤委員 5月定例会は、3月ほどではないと思います。
高橋教育長 それでは、午前10時にしましょうか。場合によっては、給食があるかも知れないといいうこ
とですね。
鈴木学校教育課副課長 なくても、ご用意する予定であります。
高橋教育長 それでは、5月18日（金）午前10時でお願いいたします。これをもちまして、教育委員
会3月定例会を終了いたします。